平成２７年（フ）第３２２号
佐賀県鳥栖市今泉町2604番地２、前住所佐賀県鳥栖市今泉町2604番地９
債務者　梅　翔太郎
１　決定年月日時　平成28年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３３１号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田1802番地22　萩原団地804号
債務者　黒田美枝子（旧姓中牟田）
１　決定年月日時　平成28年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３４１号
宮崎市鶴島２丁目７番16号
債務者　藤﨑　裕章
１　決定年月日時　平成28年１月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３号
宮崎県延岡市鶴ケ丘１丁目３番26号　宗アパート　201
債務者　小濵　　純
１　決定年月日時　平成28年１月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第４０８号
鹿児島県鹿児島市坂元町55番41号
債務者　志摩　一基
１　決定年月日時　平成28年１月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第４２２号
鹿児島県鹿児島市下伊敷１丁目52番５―24号
債務者　平山　次郎
１　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第４２４号
鹿児島県鹿児島市西田２丁目28番12―505号
債務者　大牟田英信
１　決定年月日時　平成28年１月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第４５１号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台２丁目５番11―12号
債務者　茂山　順子
１　決定年月日時　平成28年１月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第８号
鹿児島県鹿児島市田上８丁目22番６号（ビバリーズ21Ａ棟105号）
債務者　田之上正幸
１　決定年月日時　平成28年１月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第８０号
鹿児島県出水市下鯖町2145番地　ももさわアパート１号
債務者　東現　洋一
１　決定年月日時　平成28年１月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第８１号
鹿児島県出水市下鯖町2145番地　ももさわアパート１号
債務者　東現みどり（旧姓前野）
１　決定年月日時　平成28年１月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第８２号
鹿児島県薩摩川内市宮崎町1493番地１　コーポ富士Ａ―203
債務者　井上　義昭
１　決定年月日時　平成28年１月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第１５１号
福島県郡山市小原田１丁目15番29号　コーポ古川102号
債務者　大部ユカリ
１　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第５８号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津7474番地２
債務者　井出　輝美
１　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第５８８号
千葉県野田市中野台鹿島町８番地の４　諸町アパート２号
債務者　井沼　恵子
１　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６５２号
千葉県流山市江戸川台東４丁目95番地の２　ジュネパレス江戸川台第１―101
債務者　石井　マキ（旧姓外波山）
１　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６５８号
千葉県柏市豊四季268番地の８
債務者　大久保勝二
１　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部